

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効（ただし、福島県工事等競争入札心得第6条第1項第2号から第6号の規定に基づく無効を除く。）の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

(3) 低入札価格調査

施行令167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。

(4) 落札者

入札説明書による。

(5) 契約保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第228条に定める契約保証金は請負代金の10分の1以上の額とする。契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

なお、落札額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となる場合は、この限りではない。

また、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付することとする。

(6) 前金払

規則第112条で定める前金払は次のとおりとする。

ア 第1項で定める前金払は請負代金の4割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

イ 第2項で定める中間前金払は請負代金の2割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(7) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額（1万円未

満は切り捨てる。)とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の3（前金払の約定をするときは10分の5、中間前金払の約定をするときは10分の6）を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は規則第239条第3項で定めるところによる。

(8) 工期

工期は、360日間とする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者が指定する日とする。

(9) 建設業退職金共済組合

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(10) 労務者の休業

日曜、祝日、休日は労務者を休業させるよう配慮すること。

(11) 現場代理人等届

受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

(12) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2か月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が2か月未満の工事についてはこの限りでない。）、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(13) インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2か月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(14) 工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置

当初契約締結日において直近の単価表を適用しないで積算されている工事については、約款第59条の規定に基づき、その締結日から30日以内に当初契約締結日における直近の単価表を適用した積算に基づく請負代金に変更するための協議を請求することができる。

なお、当該工事が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づく議決を要する場合は、議会の議決を得て本契約として成立した日から30日以内に請求することができる。

(15) 不可抗力による損害

約款第30条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処置を裏付ける資料を添付すること。

また、同条第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。

(16) 下請負に付す場合の遵守事項

工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(17) 配置予定の技術者

ア 他の発注機関の入札との関係について

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

イ 他の建設工事の配置技術者との関係について

開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者として配置することができるが、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

ウ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合について

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱」に基づく入札参加制限を行うことがある。

エ 監理技術者

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に係る工事の場合には、工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者で必要な講習を受けている技術者を配置すること。

オ 緩和について

この工事については、契約相手方の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。

カ 特例監理技術者の配置を認める工事の場合

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の（ア）～（ク）の要件を全て満たさなければならない。

（ア）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（イ）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（ウ）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（エ）同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。

（オ）特例監理技術者が兼務できる工事は同一建設事務所管内の工事ではない。

（カ）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（キ）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（ク）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（18）工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記の条項を挿入する。

（19）資材の再資源化

この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を書面に記載し、発注者との間で取り交わす必要があることから、設計図書等を参考に積算したうえで入札すること。また、分別解体等の方法等について、落札者は発注者と協議を行うこととする。

（20）経営事項審査

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。（契約金額が500万円（建築工事にあつては1,500万円）以上のものに限る。）

(21) 契約確定の時期

地方自治法第234条第5項の規定により発注者及び受注者が記名押印したときに確定する。

(22) 見積内訳書

入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。

特記事項

第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があつたときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

特約条項

第1 この契約は、継続費に基づく契約とし、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

令和7年度 金 円也（出来高予定額の90%以内の額で別に示す額）

令和8年度 工事請負代金額から令和7年度支払額を差し引いた額

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。

令和7年度 金 円也（請負代金額の33.3%以内の額で別に示す額）

令和8年度 工事請負代金額から令和7年度出来高予定額を差し引いた額

3 発注者は予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

第2 約款第35条中、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては会計年度末）」と、約款第35条及び約款第36条「請負代金額」とあるのは、「当該年度の出来高予定額（前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払いをしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

3 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとし、約款第36条第3項の規定を準用する。

第3 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。

2 この場合において前払金の支払を受けている場合の部分払金額については、約款第38条第1項及び第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{部分払金の額} \leq \text{着工時からの出来高金額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} \\ & \quad + \text{当該会計年度の部分払金額}) - [\text{着工時からの出来高金額} \\ & \quad - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})] \\ & \quad \times \text{当該会計年度の前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

第4 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。

第5 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

第6 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更があると認められるときは、工事請負契約約款第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。